

島根県産業廃棄物減量税のあり方について

(答 申)

令和 6 年 6 月

島根県環境審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 島根県産業廃棄物減量税制度の継続の適否について	1
(1) 産業廃棄物の現況	
(2) 広域移動の状況	
(3) 産業廃棄物の不法投棄状況	
(4) 最終処分場の残余年数の推計	
(5) 産業廃棄物排出事業者等の意識調査	
(6) 部会における事業者意見	
(7) 税の継続についての考え方	
3. 制度運用に係る課題について	5
(1) 自社処分場への課税	
(2) 税率の設定	
(3) 税の適用期間	
4. 税収の使途について	6
(1) 事業者の再資源化等への支援	
(2) 適正処理の推進	
(3) 最終処分場の確保	
(4) 3Rの普及と環境教育の推進	
5. 税制度の周知・啓発について	8
6. おわりに	9
7. 資料	
【資料1】 産業廃棄物減量税のあり方検討部会設置要綱	10
【資料2】 部会員名簿	11
【資料3】 産業廃棄物減量税のあり方審議経過	12
【資料4】 産業廃棄物減量税の概要	13
【資料5】 産業廃棄物排出事業者等の意識調査結果	14
【資料6】 産業廃棄物減量税を活用した施策の実施状況	17
8. 島根県環境審議会委員名簿	23

1. はじめに

島根県では、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等による産業廃棄物の減量を促進するための経済的手法として、法定外目的税である「島根県産業廃棄物減量税（条例の適用期間は5年間）」を導入し、4期20年間にわたって、最終処分場に搬入する産業廃棄物に課税するとともに、税収を活用した施策が実施されてきた。

こうした中、令和6年度末をもって税制度の適用期間が終了することから、島根県環境審議会への知事の諮問を受け、検討部会を設置し「島根県産業廃棄物減量税のあり方」について具体的な検討を行った。

検討に当たっては、税導入後の産業廃棄物の状況や課税効果、活用事業の実施状況等を検証し、排出事業者の意見等も勘案しながら、税制度の継続の可否や税収の活用等について検討を行ったところであり、以下のとおり、検討結果を取りまとめた。

2. 島根県産業廃棄物減量税制度の継続の適否について

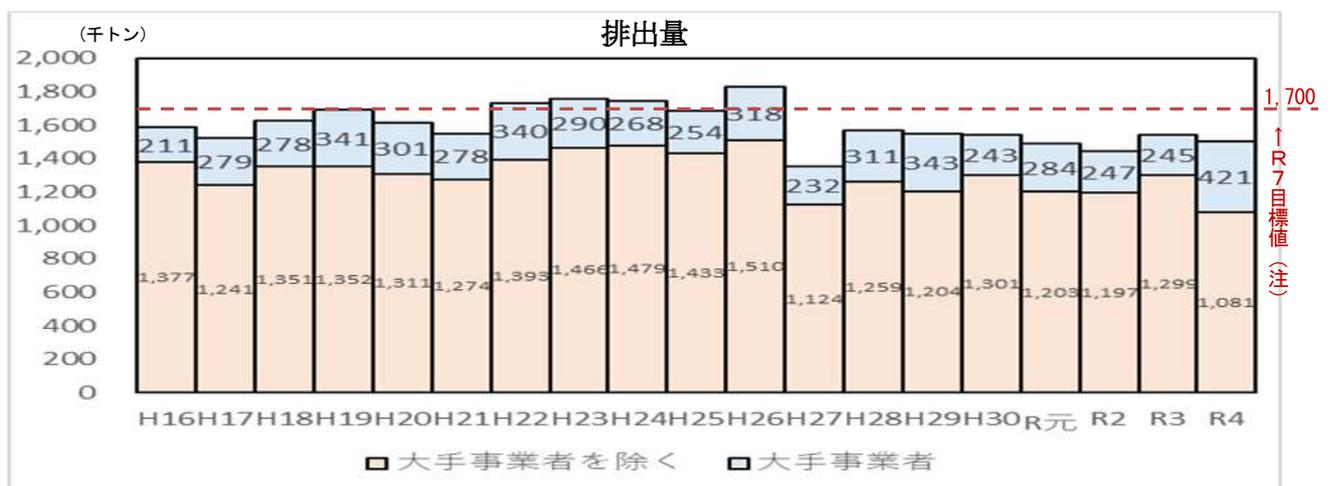
(1) 産業廃棄物の現況

一般に産業廃棄物の排出量は、景気の動向などに大きく左右される傾向にあり、変動を繰り返しながら推移している。島根県の排出物の特徴として、全体排出量の約7割をばいじん、がれき類、汚泥の3種が占めていることから、排出量の増減は、土木工事や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向がある。

一方、再生利用率は、増減はあるものの、ばいじんの再生利用増加により50%半ばから60%半ばまで上昇傾向で推移している。

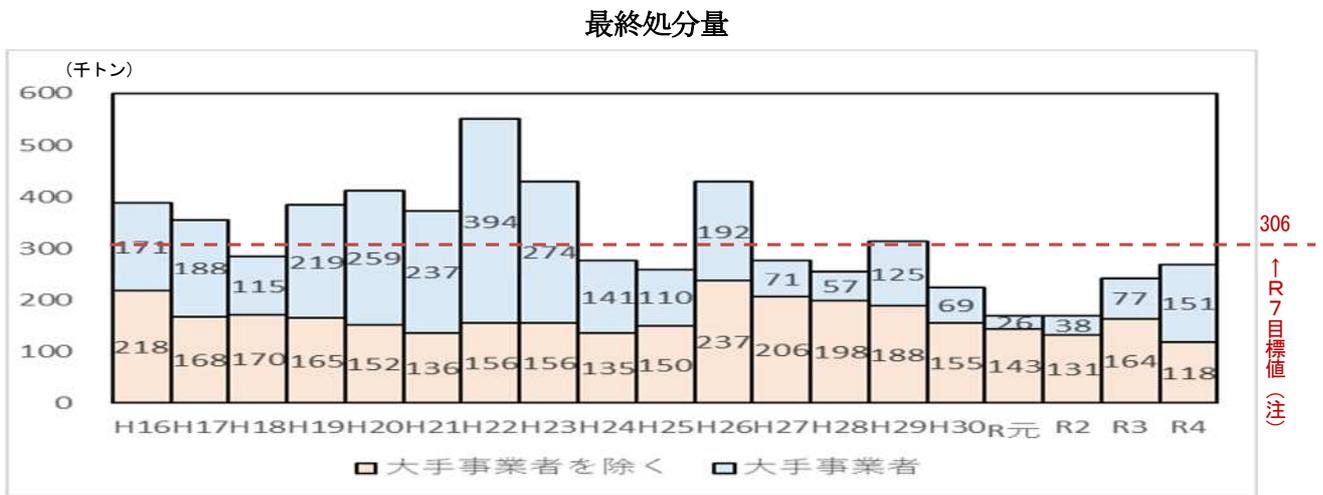
最終処分量は、平成22年度をピークに減少後、民間の最終処分場がリニューアルオープンした平成26年度以降は、一旦、増加したが、近年は、火力発電所の稼働状況などに左右されるものの、ばいじんの再生利用は増加傾向にあり、島根県環境総合計画令和7年度目標値を達成している。大手事業者を除き概ね減少傾向にあり、税の効果が大きく働いたものと考えられる。

なお、最終処分量が島根県環境総合計画に定める目標を今後も達成していくためには、引き続き排出量の削減に関する取組を推進し、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。





注：島根県環境総合計画（R3～R7）目標値



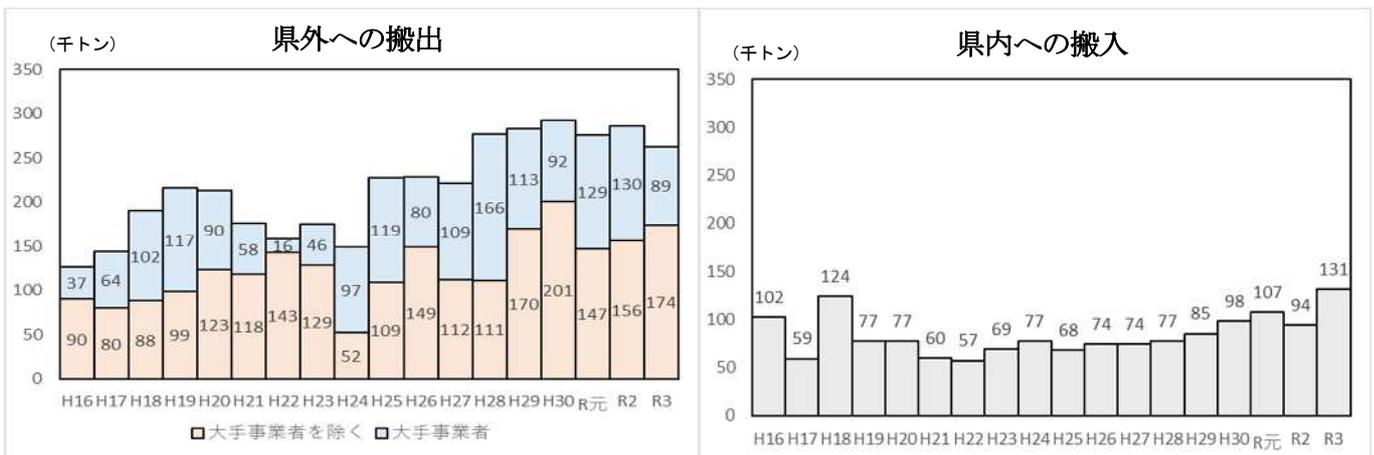
注：島根県環境総合計画（R3～R7）目標値

(2) 広域移動の状況

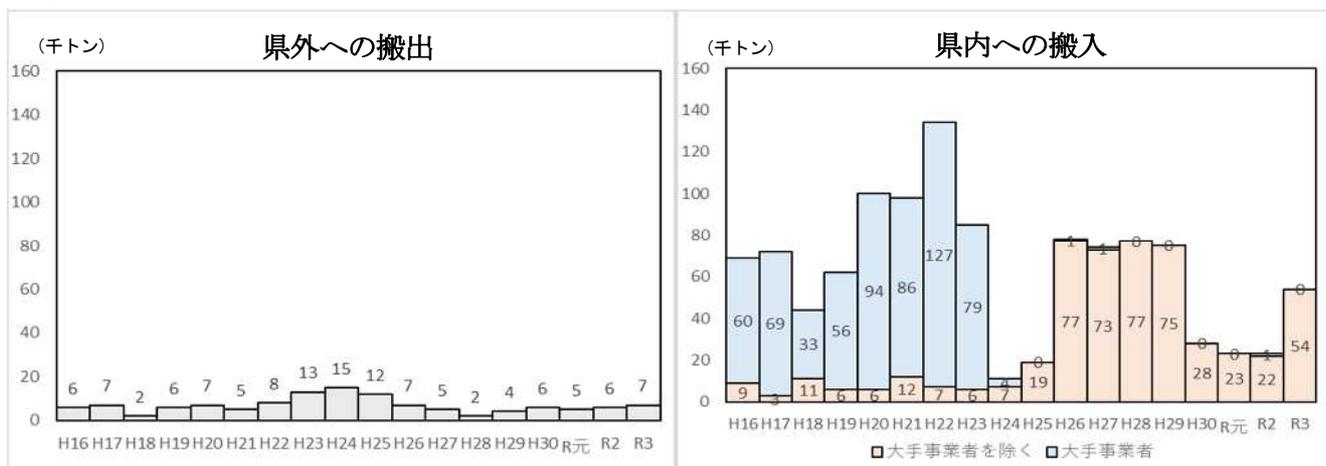
最終処分を目的として県内に搬入された量は、大手事業者による自社処分を目的とした搬入を除くと、平成26年度にリニューアルオープンした民間最終処分場の受入量が増えた影響で一旦増加し、その後は横ばい傾向であったが、令和3年度に民間の管理型最終処分場の拡張により受入量が増加したものの、長期的には増加傾向にはない。

このことから、中国5県を含む全国27道府県で導入された同様の税制度が継続され、制度上のバランスが保たれたことで、県内への過度の搬入が継続して抑制されたものと考えられる。

① 中間処理



② 最終処分

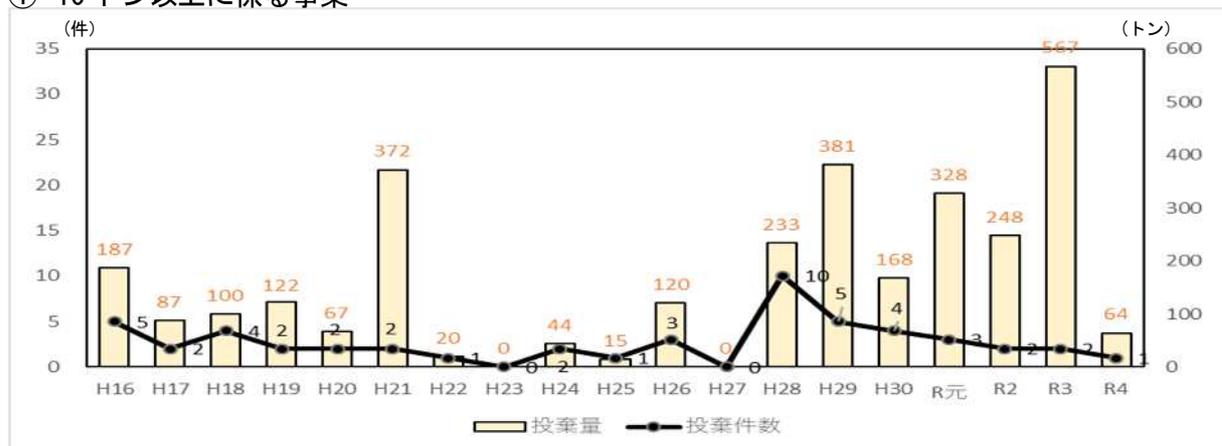


(3) 産業廃棄物の不法投棄状況

令和3年度に多量の木製パレットの不法投棄案件が発覚し投棄者不明のため土地管理者により適正処理されたものの、廃棄物適正処理指導員の配置など不法投棄防止対策を強化したことにより確認件数、確認量とも近年は減少傾向にある。

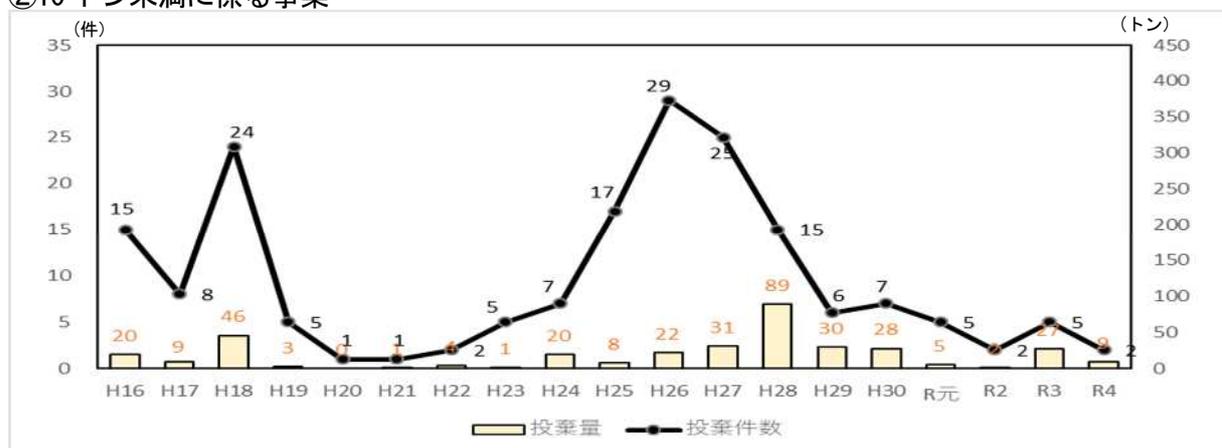
不法投棄については、依然後を絶たない状況から、引き続き、業界団体や住民団体等との連携を深め、不法投棄に対する県民意識向上の啓発や監視体制の強化など幅広い対策が必要である。

① 10トン以上に係る事案



※出典：国が10t以上に係る不法投棄の事案を全国調査し、公表したもの

② 10トン未満に係る事案



※出典：県内の保健所が調査・指導した事案を集計したもの

(4) 最終処分場の残余年数の推計

自社処分場を除いた県内の最終処分場の推計残余年数は、令和4年度末時点で安定型が19年、管理型が9年であり、産業廃棄物の適正処理を推進するため、建設に時間を要する管理型処分場の容量を安定的に確保することが喫緊の課題となっている。

なお、産業廃棄物の発生抑制に取り組むことが優先課題であるとしても、最終処分場は、循環型社会を構築する上で、また、産業振興を図る上でも必要な社会基盤であり、今後とも、長期的視点に立ち、管理型処分場の容量確保に向けた計画的な検討が必要である。

区 分	R4 最終処分量 (m ³)	残余容量 (m ³)	R4 末残余年数
安定型処分場	48,284	905,109	19 (8)
管理型処分場	67,689	589,915	9 (4)

(注) () 内は、クリーンパークいずもを除いた場合

(5) 産業廃棄物排出事業者等の意識調査 (令和5年11月)

多量排出事業者へのアンケート調査^(注)では、税制度導入による効果について、「排出量の抑制や中間処理による減量化の促進につながった」と「再利用、再生利用の促進につながった」「埋立処分量の削減につながった」とする回答が約49%あり、「減量税導入前から減量化、リサイクル等に取り組んでいる」という回答を含めると8割強を占める。さらに、「処理コスト削減や社員の意識改革につながった」との回答が約42%で、5年前の約31%を上回った。

また、税制度の見直しについて、「社会情勢等から存続はやむを得ない」とする回答が50%と最も多く、「埋立処分抑制等に一定の効果があり、現行の内容を存続すべき」と合わせて89%であり、5年前の調査の約82%から増えている。

このことから、税制度が始まって20年経ち、税制度の主旨、目的並びに税の必要性への理解が着実に進んだ。

(注) 多量排出事業者へのアンケート調査 (P.14【資料5】)

- ・調査時期：R5年10月～11月
 - ・調査対象：R4年度多量排出事業者(年間の産業廃棄物排出量が1,000トンを超える事業所)119事業所
 - ・調査方法：郵送により意識調査を実施
 - ①産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減について
 - ②経営上の観点、社員の意識改革(減量化・リサイクル等)の観点からの影響(効果)について
 - ③用途について
 - ④税制度の見直しについて
- ただし、産業廃棄物の排出量や税の用途などに関する具体的情報まで提供した上で調査項目への回答を求めたものではない。

(6) 部会における事業者意見

部会において事業者との意見交換を行ったが、その場では、一部企業から自社処分場に係る税の軽減を求める意見があった。

また、税の使途として、再資源化等に資する施設整備等に対する補助制度の要件の拡充、リサイクル製品に係る販路開拓への支援及び公共工事等における積極的な利用促進並びに利用方法やメリットを周知する幅広い広報活動、県民の環境教育の推進などが求められ、公共関与管理型最終処分場の確保を求める要望も多く出された。

(7) 税の継続についての考え方

以上のことから、最終処分場へ搬入する産業廃棄物に対して課税し、その税収を廃棄物の減量や適正処理の推進等に活用する手法は、一部企業に負担感はあるものの、再資源化の取組は着実に進められており、産業廃棄物の排出抑制、減量化やリサイクルを促す上で効果があったものと考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理の施策を一層進めていく必要があると考える。

目的税である産業廃棄物減量税の税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等と定期的に意見交換や情報提供を行う機会を継続して設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

3. 制度運用に係る課題について

税制度を継続するにあたっては、事業者から運用の見直しが求められている自社処分場への課税について、検討を行う必要がある。また、今後の税制度について、特に検討を加えておくこととして、税率と適用期間について以下に考え方を整理する。

(1) 自社処分場への課税

産業廃棄物に関する税を導入している 27 道府県中、自己処分を理由として減免措置しているのは 8 県（課税していないのは広島県、山口県、鳥取県のみ）である。また、石炭灰による公有水面の埋立などに対して軽減措置を行っているのは 4 県である。

自社処分場を持つ事業者からは、石炭灰による公有水面の埋立について、再資源化を進め、年々向上させ、最大限減量化に取り組んでいること及び資源の有効利用という位置づけからも軽減措置を求める要望が出された。

最終処分場は、埋め立てた土地を長期間かけて自然の土地へと戻していく処理プロセスであるが、自然環境に負荷を与えるものであり、産業廃棄物が、県民共通の社会的資本である自然環境に与える負荷は、自社処分であろうと委託処理による処分であろうと異なるものではないとする、税導入時の基本的考え方は、現時点でも尊重されるべきものである。

よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、県民、NPO等、事業者、行政が一体となって産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るといふ、税制度の目的に照らせば、自社処分について

税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当でない
と考える。

また、石炭灰を有効利用として公有水面に埋め立てることも、自然環境に負荷を与えるという観点
からは、他の産業廃棄物と異なることはない。したがって、自社処分と同様、税の軽減を行うことは
適当でないと考ええる。

なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑
み、税収の使途の面で減量化や再資源化等につながる充当事業の検討などの配慮を行うことが望まれ
る。

(2) 税率の設定

税導入時の税率の検討では、事業者の経営活動に与える影響と、最終処分量削減への経済的動機付
けの効果との両面から検討を行った上で、トン当たり 1,000 円の税率設定がされている。

同時に、近隣各県と同等の税率設定をすることで、県境を越えて移動する廃棄物の過度の移動が避
けられ、また、事業者の事務の煩雑さを避ける点でも適当とされたものである。

また、税収は、事業費の年度間調整を図るため、基金として積み立てた上で、使途を決定してきて
おり、第 4 期までの 20 年間の税収は 57 億円、税の充当額は 48 億円であった。

現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、当面は現行の税率を維持していくことが適当と
考える。

なお、他県の制度でも、産業廃棄物の流出入を防ぐため、税率をトン当たり 1,000 円とすることを
基本としており、全国的にこの税率が定着している。

(3) 税の適用期間

産業廃棄物の最終処分量の抑制効果の動向や社会経済情勢の変化を勘案し、制度の見直しの機会を
確保することも含めて、従来どおり 5 年間の時限措置が適当と考える。

4. 税収の使途について

法定外目的税である産業廃棄物減量税は、その税収を産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業
廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることとしてい
る。

県では、これまで事業者等との定期的な意見交換を行いながら、「再資源化等の支援」、「適正処理の
推進」、「環境教育の推進」に関する各種施策を展開してきたところであり、これらは、一定の効果・実
績を上げている。環境への負荷の更なる低減に向け、今後も、一層効果の上がる施策を展開していく必
要がある。

項目	第1期合計 (H17～21)	第2期合計 (H22～26)	第3期合計 (H27～R1)	第4期合計 (R2～R6) (注1)	年平均		
					第1～3期	第4期	
税収	1. 税収	1,394,630	1,938,036	1,289,149	1,064,746	308,121	212,949
	2. 運用益	1,800	2,388	13,107	17,560	1,153	3,512
	計	1,396,430	1,940,424	1,302,256	1,082,306	309,274	216,461
使途 (充当事業)	1. 事業者の再資源化等の支援	169,568	428,348	764,715	560,417	90,842	112,083
	試験研究機関での基礎研究	15,217	140,608	88,004	45,823	16,255	9,165
	技術開発への支援	43,034	52,842	55,931	39,537	10,120	7,907
	施設整備への支援	92,872	111,492	216,389	277,833	28,050	55,567
	販路開拓への支援	18,445	123,406	350,622	126,756	32,832	25,351
	経営への支援	0	0	53,769	70,468	3,585	14,094
	2. 適正処理の推進	341,913	436,315	1,329,234	194,916	140,497	38,983
	不法投棄防止対策	57,516	73,009	111,577	148,719	16,140	29,744
	適正処理の推進(処分場の確保を除く)	34,112	63,306	52,093	33,316	9,967	6,663
	公共関与最終処分場の確保	250,285	300,000	1,165,564	0	114,390	0
	災害時等の廃棄物処理対策事業	0	0	0	12,881	0	2,576
	3. 環境教育の推進	66,527	240,315	110,887	88,575	27,849	17,715
	3Rの普及啓発	43,718	99,242	75,149	49,373	14,541	9,875
	環境教育の推進	22,809	141,073	35,738	39,202	13,308	7,840
	4. 徴税费(特別徴収者報償金)	12,767	15,397	20,571	13,954	3,249	2,791
計	590,775	1,120,375	2,225,407	857,862	262,437	171,572	

(注1)R5、R6は見込み額

(1) 事業者の再資源化等への支援

事業者からは、税の活用策として再資源化等に係る事業者支援への期待は極めて大きい。このため、事業者の意見を定期的に聞く機会を設けながら、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する技術開発や施設整備、リサイクル製品の品質・安全性の情報提供や事業者同士の商談会やマッチングを含めた販路開拓などの支援の強化に向けて更に取り組んでいくことが求められる。

そのためには、事業者が行う研究開発や設備の導入・更新、資格取得や人材育成などへの支援の拡充や、リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えば公共工事での優先調達、優良認証制度の普及など、積極的な取組を検討する必要がある。

また、これまでの研究開発に加え、原材料や製造工程などの工夫等による廃棄物の発生抑制の視点からのアプローチも必要となる。

引き続き、事業内容の周知や、事業者からのニーズ把握に努め、産業廃棄物3R促進施設等整備費補助事業では令和4年度から複数年度に渡る支援を可能にしたが、さらに事業者が活用しやすい事業内容を検討し、また国補助の側面支援等も推進していく必要がある。

さらに、こうした再資源化等の取組の成果やその効果について、情報を集約・整理し、事業者へ提供していくことも必要である。

(2) 適正処理の推進

適正処理の推進については、事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任^(注1)や拡大生産者責任^(注2)を踏まえて、産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正な処分に向けた取組を行うよう、一層推進していく必要がある。

また、産業廃棄物処理施設に対する県民の不信や不安感を払拭し、安心を確保するため、引き続き、処理施設の監視の強化やデータの公開も必要である。

さらに、依然として後を絶たない不法投棄については、引き続き、業界団体や住民団体等との連携を深め、幅広い関係者の参画による実効性と主体性を持った不法投棄防止対策や不法投棄に対する監視体制の強化など幅広い対策を検討する必要がある。

(注1) 排出者責任 : 廃棄物等の排出者は、その排出した廃棄物等について、自らの手で処理するであろうと、他人に委託して処理するであろうと最終処分まで適正に処分することや、再生利用等減量に努めることの責任を負うこと。

(注2) 拡大生産者責任 : 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、例えば、製品を分別やリサイクルしやすい設計にするなど、廃棄・リサイクルされる段階までの責任を負うこと。

(3) 最終処分場の確保

最終処分場は、適正処理を推進し、産業振興を図る上で必要な社会基盤であるが、民間の処理業者による管理型最終処分場の設置は、地域住民の理解を得ることが難しく、新規設置が進まない状況にある。

一方、公共関与最終処分場は、その収益を処分場の運営費、維持費、整備費などに充てる非営利の公益事業として行っている。これは、公共が建設や管理運営に積極的に関与し、周辺的生活環境の保全等について将来にわたって責任を果たすものであり、国も、公共関与最終処分場整備を積極的に支援している。

こうした中、第3期までの税収（H17～R元）を活用して、公共関与最終処分場の整備工事に対する財政支援を行ったことは、県内排出事業者ひいては県民にとって適正な処理の促進という観点から大きな役割を果たしたと考える。

このように、公共関与最終処分場の確保は、産業廃棄物減量税条例の課税根拠にある、「産業廃棄物の適正な処理の促進」に向けた重要な施策であり、この間、計画的に積み立てた税収を財源に、現在計画されている公共関与最終処分場の整備工事に対しても財政支援を行うことが必要と考える。

(4) 3Rの普及と環境教育の推進

産業活動の円滑な推進にあたっては、活動に伴って発生する廃棄物の適正処理等への県民の理解を深めていくことが必要である。

また、環境への負荷をできるだけ抑制していくため、廃棄物の排出者である個々の県民への3Rの普及についても、市町村等と連携して、引き続き生涯教育も見据えた環境教育を推進していくことが必要である。

5. 税制度の周知・啓発について

多量排出事業者へのアンケートでは、約81%の事業者が「減量税を活用した事業が行われていることを知っている」と回答したが、そのうち、「事業の内容を理解しており、個別の事業に応募（参加）した

こともある」、「事業の内容を知っている」と回答した割合は29%程度に留まっているほか、減量税を活用した事業の詳しい内容はわからないとする回答が50%程度であった。

税制度や税を活用した施策の実施状況のほか、事業の内容等について、納税義務者である排出事業者や産業廃棄物処理事業者の理解がより深まり積極的に税充当事業を活用してもらえよう、また、県民、NPO等、中小企業も含めた事業者、行政が一体となった3Rの普及推進により自然環境への負荷の削減に向けて、県の広報媒体も活用し、工夫しながら積極的に周知・啓発を行い、制度の定着を図っていくことが必要である。

6. おわりに

以上のおおりに、検討の結果、現行の税制度を基本としながら、さらに5年間の継続が適当と考える。

自然環境への負荷を減らし、環境と経済が継続的に好循環して発展・繁栄する「しまね循環型社会」の構築に向けて、優先度を留意しつつ、税収の活用を図っていくことを求めたい。

産業廃棄物減量税のあり方検討部会設置要綱

(目的)

第1条 島根県産業廃棄物減量税のあり方について検討するため、島根県環境審議会条例第6条の規定に基づき、島根県環境審議会に産業廃棄物減量税のあり方検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、会長並びに委員の中から会長が指名する部会員により構成する。

2 部会に部会長を置き、部会員のうちから互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会員のうちから指名により部会長代理を設けることができる。

(運営)

第3条 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理する。

2 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 部会長代理は、部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会員の意見に基づき部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月6日から施行する。

2 部会の設置期間は、産業廃棄物減量税のあり方の審議が終了するまでの間とする。

産業廃棄物減量税のあり方検討部会員名簿 6名

部会員名	職名等
浅津知子	島根県連合婦人会会長
大橋美津子	浜田市地球温暖化対策地域協議会会長
◎ 関 耕 平	島根大学法文学部教授
松浦俊彦	島根県商工会議所連合会幹事長
丸山 創	島根県弁護士会
渡辺 真由美	連合島根女性委員会事務局長

◎部会長

産業廃棄物減量税のあり方審議経過

会議等	開催年月日	主な議題
環境審議会	令和6年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物減量税のあり方（諮問） 産業廃棄物の状況等について報告 検討部会の設置
第1回検討部会	令和6年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> 主な事業者との意見交換 税のあり方及び今後の活用事業の審議
第2回検討部会	令和6年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 部会報告（素案）の審議
環境審議会	令和6年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> 部会報告（答申案）の審議

主な事業者との意見交換会出席者（第1回検討部会）

氏名	職名等
馬越浩之	中国電力株式会社電源事業本部(火力品質管理)マネージャー
中本健二	中国電力株式会社電源事業本部(石炭灰有効活用)マネージャー
小埜和重	中国電力株式会社管財部門（総括・企画グループ）マネージャー
松島信彦	株式会社プロテリアル安来工場 生産技術部環境管理グループ グループ長
森崎延正	石州瓦工業組合専務理事
尾崎俊也	一般社団法人しまね産業資源循環協会会長

※島根県銑鉄鋳物工業組合は書面による意見提出

島根県産業廃棄物減量税について

項目	内容																																
目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。																																
課税方式	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分業者の場合は、処理料金と一緒に税金を受け取り、申告・納税する特別徴収の方式 排出事業者が自社の最終処分場で埋立処分する場合は、自ら申告・納税する申告納付の方式 																																
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者																																
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり 1,000円																																
徴収方法																																	
税収規模	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間・年度</th> <th>第1期計 (H17~21)</th> <th>第2期計 (H22~26)</th> <th>第3期計 (H27~R元)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託業者</td> <td>509</td> <td>770</td> <td>886</td> <td>130</td> <td>157</td> <td>122</td> <td>2,573</td> </tr> <tr> <td>自社処分</td> <td>886</td> <td>1,168</td> <td>403</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>151</td> <td>2,693</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,395</td> <td>1,938</td> <td>1,289</td> <td>161</td> <td>210</td> <td>273</td> <td>5,266</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 税率 H17 333円/t H18 666円/t H19~ 1,000円/t (注2) 単位以下四捨五入により合計は必ずしも合致しない場合があります。</p>	期間・年度	第1期計 (H17~21)	第2期計 (H22~26)	第3期計 (H27~R元)	R2	R3	R4	合計	委託業者	509	770	886	130	157	122	2,573	自社処分	886	1,168	403	32	53	151	2,693	計	1,395	1,938	1,289	161	210	273	5,266
期間・年度	第1期計 (H17~21)	第2期計 (H22~26)	第3期計 (H27~R元)	R2	R3	R4	合計																										
委託業者	509	770	886	130	157	122	2,573																										
自社処分	886	1,168	403	32	53	151	2,693																										
計	1,395	1,938	1,289	161	210	273	5,266																										
税収の管理	産業廃棄物減量促進基金に積立て、再資源化等の支援、適正処理の推進、環境教育の推進などに支出する。																																
実施期間	第1期 平成17年4月1日～平成22年3月31日（5年間） 第2期 平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間） 第3期 平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間） 第4期 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）																																

産業廃棄物排出事業者等の意識調査結果

1. 調査の概要

- 産業廃棄物減量税制度について、その効果や排出事業者等の方々の意識を把握するため調査を実施

項目	内 容	H30 調査
調査対象	令和5年度産業廃棄物多量排出事業者 ^(注1) 119 事業所	129 事業所
	松江商工会議所の会員（役員・議員）所属事業所 ^(注2) 99 事業所	93 事業所
調査時期	令和5年10月～11月	平成30年 10月～11月
回答状況	多量排出事業者 82 事業所 (回答率 69%)	98 事業所 (回答率 76%)
	松江商工会議所の会員（役員・議員）所属事業所 62 事業所 (回答率 63%)	46 事業所 (回答率 50%)

(注1) 多量排出事業者：年間産業廃棄物排出量が1,000 tを超える事業所で、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の減量等に関する計画の作成とその実施状況の報告が義務づけられている

(注2) 松江商工会議所の会員（役員・議員）事業所の内、多量排出事業者と重複する事業所を除く

2. 調査結果

(1) 産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減について

Q 減量税は、貴事業所では産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル、埋立処分量の削減につながりましたか？(複数回答可)

○産業廃棄物の発生抑制や減量化等につながったとする回答が多量排出事業者で約49%あり、減量税導入前からの取り組みを含めると約84%となった。一方、多量排出事業者における「特に取り組んでいない」とする回答割合が前回調査から減少したことから、減量化やリサイクルにより処分量の削減が着実に進んでいると評価できる。

回答	R5 調査				H30 調査			
	多量排出事業者		商工会議所		多量排出事業者		商工会議所	
排出抑制や中間処理による減量化につながった	12	14.6%	3	4.8%	5	5.1%	1	2.2%
再利用、再生利用の促進につながった	19	23.2%	6	9.7%	14	14.3%	3	6.5%
埋立処分量の削減につながった	9	11.0%	2	3.2%	10	10.2%	0	0.0%
税導入前から取り組んでおり、特に変化はない	29	35.4%	20	32.3%	38	38.8%	13	28.3%
特に取り組んでいない	15	18.3%	22	35.5%	27	27.6%	22	47.8%
その他	3	3.7%	4	6.5%	3	3.1%	4	8.7%
無回答	5	6.1%	6	9.7%	6	6.1%	3	6.5%
合計	92	-	63	-	103	-	46	-

※複数回答を含むため、合計数ではなく事業者数で率を算出

(2) 経営上の観点、社員の意識改革（減量化・リサイクル等）の観点からの影響（効果）について

Q 減量税は、貴事業所では経営上の観点、社員の意識改革（減量化・リサイクル等）の観点から、どのような影響（効果）があったとお考えですか？

○多量排出事業者における「ほとんど影響（効果）なし」とする回答は前回から横ばいとなった。一方、「処理コスト削減や社員の意識改革につながった」とする回答は合わせて約42%で、前回の約31%を上回った。税導入から十数年が経過し、税の必要性が浸透した結果と考える。

回答	R5 調査				H30 調査			
	多量排出事業者		商工会議所		多量排出事業者		商工会議所	
処理コスト削減につながった	5	6.1%	0	0.0%	6	6.1%	0	0.0%
コスト削減には至らないが、社員の意識改革につながった	19	23.2%	11	17.7%	17	17.3%	5	10.9%
社員の意識改革にはつながったが、経営面では負担増	10	12.2%	1	1.6%	7	7.1%	2	4.3%
埋立処分量が少ないため、ほとんど影響（効果）なし	29	35.4%	27	43.5%	40	40.8%	26	56.5%
埋立処分量は多いが、ほとんど影響（効果）なし	11	13.4%	7	11.3%	8	8.2%	0	0.0%
その他	2	2.4%	10	16.1%	12	12.2%	8	17.4%
無回答	6	7.3%	6	9.7%	8	8.2%	5	10.9%
合計	82	100.0%	62	100.0%	98	100.0%	46	100.0%

(3) 使途について

Q 減量税の使途として、事業者が取り組む再資源化等への支援などを行っていますが、減量税事業をご存じですか

○約81%の多量排出事業者が減量税事業のことを知っており、前回の約68%を上回った。一方、「知らなかった」の回答割合は約17%と前回の約24%から減少した。減量税事業の認知度が向上したことから、税を活用した施策の周知に一定の効果があつたと評価できる。

回答	R5 調査				H30 調査			
	多量排出事業者		商工会議所		多量排出事業者		商工会議所	
事業の内容を理解しており、個別の事業に応募(参加)したこともある	5	6.1%	1	1.6%	6	6.1%	1	2.2%
事業の内容を知っている	19	23.2%	4	6.5%	20	20.4%	2	4.3%
詳しい内容はわからないが、事業が行われていることは知っている	42	51.2%	27	43.5%	41	41.8%	22	47.8%
知らなかった	14	17.1%	30	48.4%	23	23.5%	21	45.7%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	2.4%	0	0.0%	8	8.2%	0	0.0%
合計	82	100.0%	62	100.0%	98	100.0%	46	100.0%

(4) 税制度の見直しについて

Q 島根県では、減量税更新後5年(令和6年度末)を目途に税制度の見直しを行うこととしていますが、この点について、どのようにお考えですか?

○多量排出事業者においては、「社会情勢等から存続はやむを得ない」とする回答が最も多く、「存続すべき」と合わせて89%であり、前回の約82%から増えている。また、「埋立処分抑制等に効果がないので、廃止すべきである」は多量排出事業者で約1%、商工会議所会員で約3%であった。税の必要性への理解が深まったことや、税活用事業の周知・啓発の効果もあり、前回調査時に比べ納税義務者から存続を望む声が多く寄せられた。

回答	R5 調査				H30 調査			
	多量排出事業者		商工会議所		多量排出事業者		商工会議所	
現行の内容を存続すべき	30	36.6%	14	22.6%	20	20.4%	5	10.9%
見直しを行ったうえで存続すべき	2	2.4%	3	4.8%	11	11.2%	6	13.0%
存続はやむを得ない	41	50.0%	37	59.7%	49	50.0%	28	60.9%
効果がないので廃止すべき	1	1.2%	2	3.2%	5	5.1%	0	0.0%
その他	4	4.9%	3	4.8%	4	4.1%	3	6.5%
無回答	4	4.9%	3	4.8%	9	9.2%	4	8.7%
合計	82	100.0%	62	100.0%	98	100.0%	46	100.0%

産業廃棄物減量税を活用した施策の実施状況

- ・島根県産業廃棄物減量税条例において「産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量
その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる」と規定されており、「再資源化等の支援」「適正処理の推進」「環境教育の推進」を基本とする各種施策を展開してきた。
- ・18年間の充当状況は次のとおりである。

[税の充当額（決算額）]

（単位：千円）

期間・年度	第1期計 (H17～H21)	第2期計 (H22～H26)	第3期計 (H27～R元)	R2	R3	R4	計
再資源化等の支援	170	428	765	137	95	118	1,713(38%)
適正処理の推進	342	436	1,329	32	36	39	2,215(50%)
環境教育の推進	67	240	111	16	18	23	475(11%)
徴 税 費	13	15	21	3	3	3	58(1%)
合 計	591	1,120	2,225	188	152	183	4,460(100%)

1. 再資源化等の支援

(1) 試験研究機関での基礎研究

県の研究機関において、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用等に関する技術、産業廃棄物を原材料として利用した製品・技術の基礎研究を県内企業と連携し実施した。（令和5年度までの18年間の税充当額 278,662千円）※R5は決算見込み額

年度	研究テーマ
H21～25	・ 鋳物系副産物の土木資材利用
H21～27	・ 歩留まり向上による規格外瓦排出量削減 ・ 規格外瓦・スラグのコンクリート骨材等への有効利用
H22	・ 廃棄和菓子及び清酒製造において発生する米ぬか、酒かすを用いたバイオエタノール生産
H23～27	・ ゼオライト触媒を活用した業務用廃食油からのBDFの製造
H24～28	・ 木質バイオマス、家畜ふん等のエネルギー利用技術の開発 ・ 家畜排せつ物の利活用システムの開発
H25～30	・ フライアッシュの利活用に関する研究
H27	・ 製鋼スラグの路盤材等への利用（フライアッシュ未燃焼炭素の有効利用に変更）
H27～28	・ メッキ廃液からNi粉末の回収
H27～29	・ 再生油製造において発生する排水の減容化 ・ 酒粕・醤油粕等食品系残渣の有効利用

H28～30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物砂粉等を利用したジオポリマーによる路盤材の製造 ・ バイオマス発電所から排出されるバイオフライアッシュの肥料としての活用
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古瓦の利活用に向け有害成分の分析
H30～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水産物残渣の利活用に関する研究 ・ 食品製造で生じる廃棄物の減量化及び高度利用
R元～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陰イオン吸着材の最適化によるスラグ副産物中のフッ素の固定化 ・ フライアッシュ・瓦等の有効利用に関する研究 ・ 農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイドロキシアパタイトによる鋳さい中のフッ素の不溶化
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭灰を用いた窯業建材・土木資材の開発に関する基礎研究

(2) 技術開発への支援

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等に関する研究開発を促進するため、県内の排出事業者等が行う研究開発や事業化の可能性を高めるためのF S調査に対して助成した。(令和5年度までの18年間の税充当額 180,209千円) ※R5は決算見込み額

年度	研究テーマ
H17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチックを利用したアスファルト合材用添加材の開発 ・ 鋳物系副産物の有効利用促進に向けた技術開発及び商品開発
H18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粘土瓦製造に係る不良瓦削減システムの研究開発 ・ 切削油廃液処理及び水性塗料廃液処理用沈降材料及び凝集装置の研究開発
H19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼業廃棄物の土木系資材への再資源化に関する研究開発
H21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品系産業廃棄物を活用した安全な家畜飼料の経済的製造法の開発 ・ バイオディーゼル燃料残渣による低粘性化剤を活用したPET樹脂の再生利用の拡大
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物廃砂・電気溶解炉スラグ等を利用した環境配慮型コンクリート製品の開発 (～H23)
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランダスト再資源化処理研究 (試作品製造試験) ・ 汚泥を原材料として利用した重金属吸着材等の研究開発等
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずを利用した安価な敷料の製造と簡易な乾燥設備の研究開発 ・ 新・バイオ再生油燃料の製造技術に関する研究開発 ・ 含泥廃水及び含油廃水の減量化 ・ 規格外瓦を藻礁コンクリート骨材や湖底覆砂等環境修復材として有効利用する研究 ・ 産業廃棄物のリサイクルF S調査
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずを利用した安価な敷料の製造と熱源を用いた乾燥設備の研究開発 ・ F形粘土瓦の自立焼成における安定性向上における規格外瓦の削減
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物砂のリサイクル時に発生するダストを原料とした人工鋳物砂及びその製造技術開発

H27	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採竹を資源利用した自立・分散型 EDLC 電源システムの開発及び安価で安定生産できる高性能活性炭製造装置の開発 ・「熨斗瓦」焼成時変形の改善による歩留り向上
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・フライアッシュ（F A）改質装置の開発
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・メタン発酵技術の開発 ・鋳物企業から排出される電機炉スラグの排出量調査及びリサイクル技術の確立に向けた調査研究【FS 枠】 ・シリコンスラッジを原料としたケイ素化合物ナノ粒子の製造装置開発 ・水溶性廃棄物の燃料化に関する研究
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・「おから」の再利用及び長期保存等の研究開発を行うためのキルン炉製作事業 ・脱水機付帯設備機器に関する研究開発 ・フライアッシュ（F A）改質装置の開発
R 元	<ul style="list-style-type: none"> ・鋳造工場から排出される産業廃棄物のリサイクル技術確立に向けた調査研究【FS 枠】 ・メッキ廃液の有効利用活用技術：EMC 対応 溶射皮膜法の開発 ・下水汚泥を自燃させ、その焼却灰を熔融させ、無公害で安価な路盤材料の生産【FS 枠】
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・メッキ廃液の有効利用活用技術：EMC 対応 溶射皮膜法の開発【R1 継続】 ・リグノフェノール製造により排出される硫酸廃液のリサイクルプロセスに向けた可能性調査【FS 枠】 ・二軸高速・高圧押出処理を施した酒粕、酒造白糖で製麴した麴の製造法の研究
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・石州瓦 粘土原料の水分制御による廃棄瓦の発生抑制【R2 継続】 ・二軸高速・高圧押出処理を施した酒粕、酒造白糖で製麴した麴の製造法の研究【R2 継続】
R4	補助実績なし

(3) 施設整備への支援

事業者が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等に係る施設又は設備を整備するための経費を助成した。(令和5年度までの18年間の税充当額 650,686千円) ※R5は決算見込み額

年度	事業名
H17	<ul style="list-style-type: none"> ・2段階成型による廃棄瓦の排出抑制事業 ・集塵ダストの造粒固化によるリサイクル事業 ・家畜排泄物の高度化利用事業
H18	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックを利用したアスファルト合材用添加剤(エコアス)の製造施設の整備事業 ・鋳物系副産物(スラグ)の有効利用促進に向けたリサイクル施設整備事業 ・廃プラスチック類洗浄施設整備事業
H19	<ul style="list-style-type: none"> ・鋳物系副産物(鋳さい)の有効利用促進に向けたリサイクル施設整備事業
H20	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外瓦リサイクル施設整備事業 ・廃プラスチック類(フレコンバッグ等)リサイクル施設整備事業
H21	<ul style="list-style-type: none"> ・整流板の取り付けによる廃瓦の減量化事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物スラグ塊の有効利用に向けたリサイクル施設整備事業
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼メーカーの副産物（廃棄物）を利用した珪素・重金属の吸着材及び不溶化材の製造販売事業 ・ 廃アスファルトの現位置再生道路打換え事業
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属鋳造業の廃棄物（鋳物砂）を利用した珪素・重金属の吸着材及び不溶化材の製造販売事業 ・ 銅線被膜の破碎選別による産廃資源化事業 ・ バイオマスリサイクルにおけるYM菌処理事業
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生アスファルト骨材の高率使用を可能にするリサイクルプラント整備事業 ・ 廃プラスチック油化施設整備事業
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類の破碎施設 ・ 混合廃棄物精選設備導入による埋立廃棄物削減事業
H26	補助実績なし
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・ H i ビーズ（石炭灰造粒物）製造設備整備事業 ・ がれき類の破碎施設整備事業
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類・漁網リサイクル化事業
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類の破碎施設整備事業 ・ 汚泥の乾燥施設整備事業
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずの破碎施設（移動式）及び選別施設（移動式）整備事業 ・ 木くずの破碎施設整備事業 ・ 鉍さい（電気炉スラグ）の破碎施設整備事業
R 元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物破碎設備整備事業 ・ がれき類等の破碎施設整備事業 ・ 選別施設の更新による廃プラリサイクル促進事業 ・ 産業廃棄物中間処理施設整備
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずの破碎施設整備事業 ・ がれき類等の破碎施設整備事業（2件） ・ 汚泥の脱水施設整備事業
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類及び木くずの移動式破碎機整備事業 ・ 廃瓦の破碎施設整備事業 ・ 木くずの破碎施設整備事業（2件） ・ がれきの破碎施設整備事業
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・ がれき類等の破碎施設整備事業 ・ 鉍さい再資源化事業（2件） ・ 廃プラスチック類破碎施設整備事業 ・ 太陽光パネルリサイクル設備導入事業

(4) 販路開拓への支援

循環資源を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や再資源化を推進するため、県の定める認定基準を満たしたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」として認定、平成30年度末現在、規格外・解体瓦、石炭灰、溶融スラグ、間伐材等を利用した土木資材など32社116製品を認定している。

また、リサイクル製品の研究開発促進や販路拡大につなげるために、リサイクル事業者や関係機関を対象とした講習会や意見交換会の開催、しまねグリーン製品の県内外の展示会への出展支援や県及び市町村の公共工事でのモデル事業等を実施し、製品認定から販路開拓まで一貫した支援を行った。(令和5年度までの18年間の税充当額 589,153千円) ※R5は決算見込み額

(5) 環境配慮型経営への支援

産業廃棄物の発生抑制等を推進するために、エコ経営相談やエコアドバイザーの派遣、優良認定業者の育成を支援した。

また、2020年度末までの廃棄が義務づけられたPCB含有安定器のついている証明器具の使用調査を行い、取り替えを促進した。(令和5年度までの18年間の税充当額 112,537千円) ※R5は決算見込み額

2. 適正処理の推進

(1) 不法投棄防止対策

産業廃棄物等の不法投棄を未然防止するため、監視専門員(警察官OB、6名)や監視カメラを設置(84基)したほか、不法投棄状況等について(一社)島根県産業廃棄物協会に調査を委託し実態を把握した。

また、不法投棄が頻繁に発生している重点監視7地域において啓発看板(103基)や地域住民監視モニターを配置(14名)するなど、不法投棄の未然防止、早期発見を図った。

(令和5年度までの18年間の税充当額 357,248千円) ※R5は決算見込み額

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処分場の水質検査や中小企業者等が保管する毒性が強く処理が困難なPCB廃棄物の処理を進めるための基金への拠出に加え、環境省が中小企業向けに策定した環境マネジメントシステムの普及啓発及び認証取得の支援を行った。

(令和5年度までの18年間の税充当額 176,988千円) ※R5は決算見込み額

また、公共関与型最終処分場を確保するため、クリーンパークいずも最終処分場第2期、第3期工事に対して補助した。

(令和5年度までの18年間の税充当額 1,715,849千円) ※R5は決算見込み額

3. 環境教育の推進

(1) 3Rの普及啓発

産業廃棄物は、あらゆる事業活動から生じるものであること、県民の多くが何らかの形で事業者の立場に立つ一方、すべての県民が消費者として製品を使用し、廃棄物を排出していることから、県民の意識醸成とそれに基づく行動が産業廃棄物の削減につながる。

こうしたことから、排出抑制やリサイクル等の3R推進に対する県民の理解を深め、その主体的な活動を推進するため、産業廃棄物リサイクル施設等の見学学習会の開催、マイバッグ利用推進によるレジ袋削減の取組、リユース食器の普及、税制度や税活用施策の実施状況等の周知等により、循環型社会の構築に向けた普及啓発を実施した。

また、地域における省エネ・3R活動を支援するため、市町村地球温暖化対策協議会が実施する環境イベントや学習会、ごみ減量化等の取組に要する経費を補助した。

これらの活動により、8市1町でのレジ袋の有料化など、県民・NPO・事業者・行政が連携した3Rの取組が広がっている。(令和5年度までの18年間の税充当額 258,263千円) ※R5は決算見込み額

(2) 環境教育の推進

子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「ものを大切に使う習慣」を具体的な行動を通して身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していく必要がある。

そこで、廃棄物の3Rや適正処理に取り組む施設の見学、学校での講演会など産業廃棄物に重点を置いた環境教育に取り組む小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、その活動費を補助し、環境教育の場を提供した。

また、環境問題に関する知識や豊富な経験を有する「しまね環境アドバイザー」を学校、自治会、企業等に派遣し、産業廃棄物の減量化や適正処理等の環境学習を支援した。

(令和5年度までの18年間の税充当額 230,593千円) ※R5は決算見込み額

島根県環境審議会委員名簿

令和6年4月1日時点

氏名	職名等
あさ 浅 づ とも 知 こ 子	島根県連合婦人会会長
おお 大 はし 橋 み つ こ 美 津 子	浜田市地球温暖化対策協議会会長
か 嘉 むら 村 ゆう 雄 じ 司	島根大学学術研究院人文社会科学系准教授
き 木 むら 村 もり 守 と 登	島根県森林組合連合会理事
せき 関 こう 耕 へい 平	島根大学法文学部教授（財政学・地方財政論担当）
た 田 じり 尻 こう 宏	島根県農業協同組合中央会常務理事
た 田 なか 中 あき 晶 こ 子	中央小学校長（島根県小学校長会）
つか 塚 はら 原 たか 隆 あき 昭	飯南町長（島根県町村会）
とよ 豊 た 田 とも 知 よ 世	島根県立大学地域政策学部准教授
ない 内 どう 藤 ます 潤 み 美	松江記念病院予防医療部長（島根県医師会）
なが 永 え 江 なお 尚 み 美	島根県看護協会副会長
なか 中 むら 村 あたる 中	江津市長（島根県市長会）
まつ 松 うら 浦 とし 俊 ひこ 彦	島根県商工会議所連合会 幹事長
◎まつ 松 もと 本 いち 一 ろう 郎	島根大学大学院教育学研究科教授
まる 丸 やま 山 はじめ 創	弁護士（島根県弁護士会）
みや 宮 にし 西 とも 知 こ 子	（社福）隠岐共生学園理事
わたな 渡 べ 辺 ま ゆ み 真 由 美	日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会事務局長

◎会長